

令和6年7月18日提出

# 令和6年第1回 小金井市議会臨時會議案

(写)  
小議発第57号  
令和6年7月11日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

宮 下 誠

令和6年第1回小金井市議会臨時会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。  
なお、下記の案件が市長から送付されておりますので送付します。

記

議案第38号 小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する住民投票条例

議案第 38 号

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉社会館の建設に関する住民投票条例

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉社会館の建設に関する住民投票条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 7 月 18 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

令和 6 年 7 月 1 日付けで条例制定請求代表者加藤了教他 5 人から、地方自治法第 74 条第 1 項の規定により小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉社会館の建設に関する住民投票条例の制定の請求があったので、同条第 3 項の規定により意見を付して付議するものであります。

# 小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する住民投票条例

## （目的）

第1条 この条例は、小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の設計について、現行案に基づくものとするか、又は見直し案に基づくものとするかの市民の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 現行案 市長が令和5年12月に策定した「庁舎等複合施設建設事業の再開方針について」に基づいて進めようとしている現在の設計案
- (2) 見直し案 現行案を別表の比較表に記載された内容で見直す案

## （基本原則）

第3条 この条例は、小金井市市民参加条例（平成15年条例第27号。以下「市民参加条例」という。）の趣旨を具現化し、非常に多額の経費を要する市の重要施策に関して市民の意向を確認することを基本原則とする。

## （住民投票）

第4条 第1条の目的を達成するため、小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の設計について、現行案に基づくものとするか、又は見直し案に基づくものとするかについて、市民による郵送投票（以下「住民投票」という。）を行う。

## （住民投票の執行）

第5条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を小金井市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

## （住民投票の期日）

第6条 住民投票の期間（以下「投票期間」という。）は、本条例の施行の日から90日以内のうちの14日間とし、市長がその開始期日を定める。

2 市長は、前項の規定により投票の開始期日を定めたときは、選挙管理委員会に対し、当該投票の開始期日の40日前までに通知をしなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、投票の開始期日の7日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第7条 住民投票における投票の資格を有する者については、市民参加条例第17条の規定を準用するものとする。

(投票資格者名簿)

第8条 選挙管理委員会は、住民投票資格者名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を作成するものとする。

2 投票資格者名簿は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の選挙人名簿に係る規定の例により取り扱うものとする。

(投票の方法及び代理投票)

第9条 住民投票は、投票資格者に対して説明書、投票用紙（様式）、別表に掲げる「現行案」と「見直し案」の比較表及び返信用封筒を同封して郵送し、投票資格者が投票用紙を返送する方法により行う。

2 投票は1人1票とする。

3 投票資格者は、現行案に賛成するときは投票用紙の「現行案」の欄に「○」と、見直し案に賛成するときは「見直し案」の欄に「○」と自ら記載して、選挙管理委員会に返送するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、身体の故障等により自ら「○」の表記を記載することができない投票資格者は、代理投票を依頼することができる。

(投票の効力の決定)

第10条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票を行った者の意思が明確であれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

第11条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 「○」以外の表記を記載したもの
- (3) 「○」の表記のほか、他事を記載したもの
- (4) 「○」の判別し難いもの
- (5) 双方の選択肢に「○」を記載したもの
- (6) 白紙投票

(情報の提供)

第12条 市長は、住民投票を執行する際には、投票資格者に対し、小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉社会館の設計を、現行案に基づくものとするか、又は見直し案

に基づくものとするかについて、投票資格者がその意思を明確にするために必要な情報の提供に努めるものとする。

2 前項の規定による情報提供は、特定の投票結果を誘導するものであってはならない。

3 投票資格者は、市長に対し、投票に際して必要な情報の提供を求めることができる。

(投票運動)

第13条 住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(投票及び開票)

第14条 投票用紙の発送、返送された投票用紙の管理、返送された投票用紙の開票は、選挙管理委員会が行う。

2 投票用紙には、複写による不正投票防止のために必要な措置を講じるものとする。

3 投票用紙の発送は、第6条第3項の告示の日に行う。

4 開票は、投票期間の末日の5日後に行うものとする。

5 第3項の告示の日以降に選挙管理委員会に到達した投票用紙及び開票の日の前日までに選挙管理委員会に到達した投票用紙は、投票期間中に投函されたものとみなして開票の対象とする。

6 開票に当たっては、立ち会いを希望する投票資格者の内から抽選で5人を選び開票立会人とする。

7 開票は、公開の場で行うものとする。

8 その他開票に関して必要な事項は公職選挙法の開票に係る規定の例によるものとする。

(結果の告示等)

第15条 選挙管理委員会は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、市長に通知しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、速やかに市議会議長に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第16条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重し、必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、選挙管理委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉社会館の竣工の日にその効力を失う。

## 別表（第2条、第9条関係）

「現行案」と「見直し案」の比較表

現行案	項目	見直し案
17, 130m <sup>2</sup>	床面積（基本設計段階）	概ね14, 265m <sup>2</sup> (執務スペース、会議室、集会室等の面積は現行案と同等とする。)
自動車109台（うち23台は臨時駐車場） 自転車451台	駐車台数 駐輪台数	自動車概ね124台 自転車概ね451台
庁舎部分には揺れを吸収する免震構造を採用。福祉会館部分には激しく揺れる耐震構造を採用	構造	庁舎部分も福祉会館部分も揺れを吸収する免震構造を採用
想定される最も激しい雨量の場合、建物以外の敷地の大半が浸水する設計	浸水対策	想定される最も激しい雨量の場合でも、敷地全体が浸水しない設計
敷地内北西角に928m <sup>2</sup>	地上ひろば	敷地内南側に概ね3, 000m <sup>2</sup>
ひろばと駐車場が隣接する。	安全性	ひろばと駐車場が隣接しない。
机や設備が固定式で、レイアウトを変えられない。	議場スペース	机や設備を可動式とし、レイアウトの自由度を確保

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する住民投票

# 投票用紙

## ○注意事項

- (1) 「現行案」または「見直し案」いずれかの欄に○をつけてください。
- (2) ○のほかは何も書かないでください。
- (3) 投票用紙を複写（コピー等）して使用することはできません。

	現 行 案
	見 直 し 案

# 小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する住民投票条例案に対する意見

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する住民投票条例案（以下「本条例案」という。）には反対である。

理由は、以下のとおりである。

## 第1 新庁舎等建設に係る経緯及び今後について

### 1 これまでの経緯について

本市の新庁舎等建設事業については、昭和61年に建設候補地の検討を開始し、平成23年3月に新庁舎基本構想を策定し建設予定地を選定した。平成25年3月には新庁舎建設基本計画を策定したが、平成26年度には事業自体を凍結することとなった。その後、新庁舎を含む施設の複合化を検討することとなり、平成30年12月に新庁舎・（仮称）新福祉会館複合化整備方針を策定した。これを受け、平成31年3月から基本設計に着手し、令和2年3月にこれを完了して、同年6月から実施設計に着手し、一旦は中断したものの、令和5年10月から実施設計を再開して現在に至っている。

これらの経緯は、市ホームページや市報で公表し、市議会へも報告してきているところではあるが、改めてこれらをまとめ、資料1及び資料2として添付しているので参考されたい。

### 2 実施設計の進捗状況及び今後について

実施設計の主な作業工程には、設計内容の検討、図面作成、各種申請手続、積算がある。現在の進捗状況としては、設計内容の検討及び図面作成は完了しており、各種申請手續については、本年7月に建築確認申請書を提出、翌8月には建築確認済証交付の見込みである。また、積算については実施中である。本年10月には、実施設計は完了する予定であるところ、現状は実施設計の最終段階にある。

そして、「庁舎等複合施設建設事業の再開方針について」においては、今後の想定スケジュールについて、本年12月に工事予算可決、その後施工者選考を行い、令和7年7月着工、令和9年11月竣工、令和10年4月供用開始としている。

このように、新庁舎等建設事業は、約40年にわたる年月をかけ、最終局面を迎えている。

## 第2 「現行案」と「見直し案」を比較対象とした住民投票について

「現行案」と「見直し案」を比較対象とした住民投票は適当ではないことについて意見を述べる。

条例案第2条の定義から明らかなどおり、「現行案」とは現設計案であり、設計そのものである。他方、「見直し案」とは、請求代表者において、現設計案のうち幾つかの項目を取り上げ、これを見直すべき項目として提案するにすぎないものであり、設計ではない。

第1及び資料1のとおり、現設計案は、幾つもの段階を経て具体化され、既に実施設計の段階に入り、本年10月にはこれが完了するという最終段階にある。

この間、基本設計については、実績、体制等の参加資格を備えた設計者を広く公募し、プロポーザルによって公正に選定した設計者において設計されている。かかる基本設計は、当該設計者において、中断前には実施設計の積算まで終えており、施工者が実際に工事を進めることができるよう詳細部分まで設計を行っている。

また、現設計案は、各段階で市民参加の手法を用い、市民の意見を取り入れており、特に設計段階においては、市民ワークショップ、UDレビュー、こがねいミーティング、市民説明会、設計レビュー、パブリックコメント等の多くの市民参加の機会を設け、可能な限りの市民の意見を反映している。

加えて、現設計案は、各段階で市議会での意見及び決議を踏まえて検討を進めており、特に市議会で可決された決議については、その都度対応を検討、判断、決定し進めてきている。結果として、清掃関連施設の暫定移設を行わない施設配置、発注方式の見直し、広場面積の拡大、浸水対策に係る外構レベル等の見直し、現設計の検証実施などの対応を行い、現設計案に至っている。

当然に、これに関連する予算は、都度、意思決定機関たる市議会の議決を得ている。令和5年6月には、中断していた実施設計を再開するための予算案を令和5年第2回定例会に提出したが、議員提案によって、再開に当たり現設計案の検証を実施する予算を含めた予算案に修正可決された。これを受けて、同年7月～

8月に検証を実施し、その結果を踏まえ、同年10月から実施設計を再開しており、また、同年10月～11月には市民説明会を開催した。この検証結果や市民説明会での意見を踏まえ、実施設計を完了するべく最終段階の予算が、令和5年第4回定例会において議決されている。そして、令和6年10月には実施設計を完了する予定となっている。

このような経緯がある現設計案（「現行案」）と、設計ではない「見直し案」とが、到底、比較対象にならないことは明白である。

仮に「見直し案」なるものを比較対象にするとしても、現設計案を「見直し案」とおりに修正するとして、その工事遂行可能性は不透明であり、現設計を大きく変更する、又は計画を大きく方向転換せざるを得ないとなれば、これまで支出した4億円と同額程度の追加支出のほか、これまでの経過を踏まえると実施設計完了までに相当程度の年数が必要となり、着工の見通しが立たなくなる可能性がある。また、公正なプロポーザル手続を無視することになるばかりでなく、これまでの市民参加による市民の意見反映や市議会での議論も踏まえた現状を無視することとなり、民主的手続を否定するものともいえる。

以上のとおり、この両者の賛否を問う住民投票は適当ではないと言わざるを得ない。

### 第3 請求の要旨について

本条例案の制定を請求する「請求の要旨」（議案第38号資料）において現設計案には多くの問題があり見直しが必要であると請求者が主張する点に対して、現設計案は現状において何ら問題はなく適正な設計案であることについて意見を述べる。

#### 1 建設工事費について（請求の要旨①について）

建設費については、過去に例のない資材価格の高騰に直面したことを踏まえ、現在は、その概算を約115億円と見込んでいるが、平米単価により直近の都内における新庁舎建設事例と比較すると、平均的な金額である。

#### 2 広場について（請求の要旨②について）

広場については、「平常時は市民が憩え、イベント等にも利用でき、また災害時

には様々な用途に対応できる空間として整備する」との新庁舎建設基本計画における基本コンセプトを踏まえ、現設計案では基本設計時のパブリックコメントを反映し、実施設計において北西側広場の面積を基本設計時の約4倍となる928m<sup>2</sup>に拡大している。また、広場外周に花壇やベンチを配置し、子どもの広場から車両通路への飛び出しを抑制するようにし、安全性には十分な配慮を行っている。

### 3 耐震及び免震構造について（請求の要旨③について）

現設計案では、（仮称）新福祉社会館に関連する用途に使用する施設の耐震に関する目標水準は、国土交通省監修の基準上の分類における構造体のⅡ類、重要度係数1.25に位置付けられるところ、（仮称）新福祉社会館で採用している耐震システムは、本庁舎と同等の構造体Ⅰ類、重要度係数1.5とし、市内における他の公共施設よりも耐震性能の向上を図っている。また、現設計案は建築基準法に基づく構造方法に係る国土交通大臣認定を受けており、安全性に何ら問題はない。

### 4 浸水対策について（請求の要旨④について）

現設計案は、建物1階の床レベルを浸水しないレベルまで嵩上げした上で、外構は災害時の事業継続には何ら問題がないものとなっている。

### 5 市民参加について（請求の要旨⑤について）

先述のとおり、現設計案は、基本構想、基本計画、建設計画調査、設計者選考委員会、基本設計で市民ワークショップ、市民説明会、パブリックコメントなどの市民参加、実施設計等の手順を踏み、関連する予算についても、都度、市議会の議決を得ており、民主的な手続を経て進めてきたものである。

## 第4 結語

1 以上のとおり、現設計案は、市民の意見反映や市議会での議論も踏まえた現状において適正な設計案である。また、現設計案と設計ではない「見直し案」とは比較対象にならず、この両者の賛否を問う住民投票は適當ではないと言わざるを得ない。

したがって、本条例案には反対するものである。

2 最後に、私は、令和4年1月の市長選挙で、新庁舎・（仮称）新福祉会館について「財政的課題をクリアの上、早期建設に向けて動く」ことを選挙公約に掲げ当選し、市長就任以降、再開に向けての検討を行ってきたが、再開に際しては、設計内容や財政見通しを示していくことが必要不可欠であると考えていた。その中で、「現設計を進めることを基本として、可能な限り早期実施を目指す」、また「事業を実施しても市財政の見通しは十分に成立する」との判断に至り、市議会からも一定の理解が得られたことから、令和5年10月から実施設計を再開している。

福祉・協働・交流のまちづくりの拠点づくり、本庁舎の老朽化、抜本的な組織改正、職員のパフォーマンスの向上、跡地活用、第二庁舎の賃料解消等、市政を取り巻く現状も踏まえれば、早期に新庁舎及び（仮称）新福祉会館を建設すべきであって、実施設計の最終段階にある現設計案を基に建設することが合理的であり、当然であると考える。

## 資料 1

### 新庁舎等建設に係るこれまでの経緯

新庁舎等建設に係るこれまでの経緯は、資料 2 のとおりであるが、このうち、現設計案に関わるものを中心に以下に詳細を記す。

#### 1 新庁舎建設基本構想策定まで

新庁舎の整備は、昭和 61 年 8 月に市の内部組織によるプロジェクトチームを設置して建設候補地について種々検討しており、結論として現在地での建設が報告されたが、用途地域変更等の諸条件を解決しなければならず、建設は難しい状況であった。

昭和 62 年度に、武蔵小金井駅南口再開発の調査を行い、その中で公共施設の立地を含め、庁舎位置も検討を行った。その結果、昭和 63 年 5 月にシビックゾーンとして示されている現在の第二庁舎の位置が、庁舎の位置として公表された。しかし、市は当該地への庁舎の建設について土地所有者と協議を行ったが、土地所有者にその意思がないことから断念した。

その後、土地所有者から当該地に庁舎ビルを建設し賃貸することへの意向が示されたが、リース庁舎計画の白紙撤回を求める請願書が採択され、市議会の意思が示されたことにより、検討を中断した。

平成 3 年 3 月に蛇の目ミシン工業株式会社が所有する土地の処分問題が持ち上がり、その後、当該地の取得についての請願、陳情が市議会に提出され、全会一致で採択された。そのことを受けて、当該地を公共公益施設建設用地（後に庁舎建設予定地）として取得することを決定し、同年、土地開発公社が取得、平成 4 年度には市が土地開発公社と売買契約を締結した。

しかし、条件整備などで建設までに 10 年の期間が必要と判断し、その間の庁舎利用として現在の第二庁舎を賃借したが、その後のバブル経済崩壊後の財政状況等により庁舎建設基金の積立てができず、蛇の目ミシン工場跡地への早期の新庁舎建設が困難となった。

そこで、平成 12 年 7 月に武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業による駅周辺整備の完成を目指すため、当該再開発地区の第 2 地区に庁舎等シビックセンター機

能を導入する武藏小金井駅南口地区市街地再開発事業に係る市の方針を決定した。しかし、当該再開発事業の進捗状況等から、第2地区への庁舎整備は行われなかつた。

また、平成21年1月には小金井市の市役所建設場所を選ぶ住民投票条例の制定を求める地方自治法の規定による直接請求が提起されたが、市議会臨時会で否決された。

一方で、本庁舎の老朽化への対応、防災・高度情報化など将来的な庁舎機能への対応、庁舎の狭隘化等の解消による市民サービスの向上、バリアフリー化の推進などが必要となっていたことから、新庁舎建設に向け基本構想の策定に着手することとなつた。

## 2 新庁舎建設基本構想

平成22年3月に新庁舎建設基本構想（素案）を庁内で策定し、公募市民19人を含めた27人で構成される新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会に建設場所を含む基本構想案の策定について諮問した。

新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会は、委員会17回（約50時間）、起草委員会7回（約16時間）、視察会（現庁舎2回、立川市）を開催し、議論を積み重ねた。また、市民1万人アンケート（回答3,140件）、市民フォーラム（参加者150人、意見数60件）、パブリックコメント（回答者60人、意見数151件）、市民検討委員会に対する市民意見（46件）といった様々な市民参加の手法を取り入れ、そこで寄せられた多くの市民の意見を反映の上、平成23年1月に新庁舎建設基本構想案の答申を行つた。

市は、この答申を尊重し、平成23年3月に新庁舎基本構想を策定した。新庁舎基本構想では、新庁舎建設場所を蛇の目ミシン工場跡地とともに、新庁舎規模及び形態を12,000m<sup>2</sup>から13,000m<sup>2</sup>の総合庁舎とした。

## 3 新庁舎建設基本計画

新庁舎建設基本構想の基本理念等を具体化するため、公募市民7人を含めた16人で構成される新庁舎建設基本計画市民検討委員会を設置し、平成23年6月に新庁舎建設基本計画案の策定について諮問した。

新庁舎建設基本計画市民検討委員会は、全15回にわたり、新庁舎に導入する機

能、整備方針、敷地利用方針及び建設設計画について検討を行い、パブリックコメントや市民フォーラムでの意見などを参考にしながら、平成25年2月に、新庁舎建設基本計画案を答申した。

市は、この答申を尊重し、平成25年3月に新庁舎建設基本計画を策定した。新庁舎建設基本計画では、新庁舎の全体規模を $13,000\text{m}^2$ を上限にするとともに、事業手法の選択についてPFI方式より従来方式に優位性があると判断し、従来方式にすることとした。また、事業スケジュールについては、平成28年度に建設工事を開始し、平成30年度に新庁舎開庁と想定した。

#### 4 施設複合化に向けた検討

平成27年12月に就任した前市長の下、平成28年3月に府内に6施設複合化プロジェクトチームを設置し、新庁舎建設において、本庁舎、第二庁舎、福祉会館、図書館、前原暫定集会施設、本町暫定庁舎を複合化することの調査、検討を行い、平成28年8月に市長に最終報告を行った。

これを受け、平成28年第3回市議会定例会において、6施設複合化プロジェクトチームの検討結果等を踏まえ、新庁舎建設等についてはゼロベースで見直すことについて、市長報告を行った。これに対し、市議会は「新福祉会館と新庁舎の早期建設を求める決議」を全会一致で可決した。

その後、市では新庁舎及び新福祉会館の建設に向けた方針について検討を行い、平成28年第4回市議会定例会において、新庁舎及び新福祉会館を平成33年度までに竣工することなどを新たな方針として位置付けることについて市長報告を行った。

さらに、市では新庁舎及び新福祉会館の建設に向けた検討を行い、平成29年第1回市議会定例会において、新福祉会館の建設場所については庁舎建設予定地が最も有力な候補地であること、庁舎建設に向けて新庁舎等建設設計画調査を実施することについて市長報告を行うとともに、長期財政見通しを提示した。

#### 5 新庁舎・(仮称)新福祉会館複合化整備方針

新庁舎における適正面積の算出を行うため、庁舎等執務環境調査を実施し、平成29年12月の報告書では、新庁舎の適正規模 $12,665\text{m}^2$ を算出した。

また、公募市民4人を含めた12人で構成される(仮称)新福祉会館建設基本計

画市民検討委員会において、新施設に求める基本理念、建設場所、機能等について、基本計画に必要な事項を全8回にわたり検討を行い、平成30年1月に（仮称）新福祉会館建設基本計画（案）を市長に提出した。市では、これをベースに、市議会からの計画に係る機能等についての意見を踏まえ検討を行い、平成30年3月に（仮称）新福祉会館建設基本計画を策定し、（仮称）新福祉会館の建設規模を4,400m<sup>2</sup>とした。

庁舎建設予定地の現況を踏まえた上で敷地を最大限に活用するため、複数の施設配置案の検討を行うとともに、新庁舎建設基本構想、新庁舎建設基本計画を踏まえ、施設配置案における関係法令等の法定条件の整理、建設費等の試算、事業手法の検討、市民参加手法の検討、イメージパースの作成及び設計の発注仕様書（案）の作成を行うことを目的に新庁舎等建設計画調査を実施した。平成30年3月の調査結果では、リサイクル事業所の一部を暫定的に移設し、新庁舎と（仮称）新福祉会館を複合施設として建設する施設配置（C re-2）に最も優位性があるとしたほか、施設規模を新庁舎と（仮称）新福祉会館の複合で16,400m<sup>2</sup>、事業手法は基本設計+実施設計・施工の発注方式（D B方式）に最も優位性があるとした。

市は、新庁舎と（仮称）新福祉会館を複合施設として整備する施設配置（C re-2）を決定の上、平成30年3月開催の市議会全員協議会において、平成33年度末竣工に向けた工程や長期財政見通しを提示した。

平成30年第2回定例会において、市議会は平成30年度小金井市一般会計補正予算（第1回）に対する附帯決議を可決した。同決議は、①契約等発注方式を従来方式に改めること、②市議会と複合施設に係る基本方針について合意形成を図ること、③清掃関連施設の暫定移設について改めて検討すること、④財政計画を精査すること、⑤市長公約の変遷を含めて市民に対して説明責任を果たすこと、⑥基本設計事業者選考委員会の委員構成を改めること、⑦建設事業管理に係るノウハウを蓄積するため、外部人材の登用を含めた庁内体制の強化を図ることを内容とするものであった。

同決議や市議会での意見を踏まえ、新庁舎等建設計画調査（追加調査）を実施し、①清掃関連施設の暫定移設は行わない、②（仮称）新福祉会館の先行竣工、③既存樹木の保全、④新庁舎は免震構造、（仮称）新福祉会館は耐震構造を採用し、免震構造の地下空間の利活用の検討との条件を加えた施設配置のほか、当該施設配置及び発注方式の見直しに伴う概算費用、事業工程等の影響について検討を行い、平成3

0年12月に調査結果をまとめた。

この調査結果を踏まえ、同年同月に新庁舎・(仮称)新福祉会館複合化整備方針を策定し、新庁舎と(仮称)新福祉会館を複合施設として整備することとしたほか、①既存清掃関連施設は計画的な移設を目指すこととし、暫時の移転は行わない、②複合施設として整備することによるスケールメリットを追求し、更なる施設規模の縮減を目指す、③(仮称)新福祉会館機能を早期に回復させることを優先する、④免震構造を採用する場合に生じる地下空間は駐車場として整備するなど、空間を有効に活用できるよう創意工夫を凝らす、⑤平常時における緑地・広場の活用イメージに加え、発災時における駐車場、広場の活用をイメージし、バランスのとれた空地活用を目指すことを設計条件として基本設計を進めることとした。

## 6 新庁舎・(仮称)新福祉会館建設基本設計

基本設計者の選考に際しては、学識経験者及び市職員で構成する基本設計委託事業者選考等委員会を設置し、先述の新庁舎・(仮称)新福祉会館複合化整備方針における設計条件を踏まえた公募型プロポーザルを実施した。プロポーザルには5者が参加し、1次審査(書類選考)、2次審査(公開プレゼンテーション)の結果、株式会社佐藤総合計画を候補者として選考し、平成31年3月に同社と基本設計業務委託契約を締結した。

設計者と契約を締結して以降、設計与件の整理を行い、令和元年第2回定例会の全員協議会において、設計者からの技術提案書における施設配置の考え方を基本に基本設計を進めることを提示した。

また、令和元年第3回市議会定例会において、新庁舎を免震構造とし、(仮称)新福祉会館を耐震構造とすることについて、市長報告を行った。

基本設計では、市議会との相互理解及び多くの市民参加を図るため、①市民活動スペースの使い方等をテーマにした市民ワークショップの開催、②高齢者団体、子育て団体及び障がい者団体を対象にしたユニバーサルデザインレビューの開催、③①及び②における意見、要望等を整理し、方向性を設計者に示すため、学識経験者、公募市民及び関係団体等で構成するこがねいミーティングの開催、④はがき付市報特集号等によるパブリックコメントの実施、⑤市内5か所での市民説明会の開催を行った。このうちパブリックコメントには150人、395件の意見が寄せられた。

令和2年第1回定例会において、①パブリックコメントで特に多くの市民が求め

ている事項（構造計画、広場面積を広くすること）について善処すること、②市議会複数会派からの申入れに対して真摯に向き合うこと、③明確な財政見通しをもって進めるべきとすることを内容とする「新庁舎及び（仮称）福祉会館建設の実施設計に関する決議」が可決された。令和2年3月の基本設計委託事業者選考等委員会における設計レビュー講評をもって基本設計を完了したが、当該決議を受け止め、パブリックコメントの検討結果の取扱いについては一時保留とした。

## 7 新庁舎・（仮称）新福祉会館建設実施設計

### （1）中断まで

令和2年5月の庁舎及び福祉会館建設等調査特別委員会において、①基本設計における構造計画の見直しは行わないこと、②広場については幼児が遊べるような設えの検討を行うこと、③敷地北西の広場面積を広くできるよう検討することを報告し、保留していたパブリックコメント検討結果を公表し、同年6月から実施設計に着手した。

実施設計においてもこがねいミーティングを開催し、市民の意見を反映しながら進めた。実施設計を進める中で、東京都浸水予想区域図及び市防災マップが改定されたことが判明したため、本事業における影響等を整理し、契約内容等の見直しを行い、新たな浸水深等に対応した実施設計を取りまとめた。

しかしながら、令和元年12月以降世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症による影響や、市議会において「新型コロナウイルス感染症が社会経済状況や市財政に与える影響に鑑み、新庁舎等建設の見直しを求める決議」等、複数の決議が可決された状況等を踏まえ、令和3年12月開催の基本構想審査特別委員会において「庁舎等複合施設の建築確認申請は行わず、建設工事に係る予算は令和4年第1回定例会に上程しない」とこととした。

令和4年2月に設計者との実施設計業務委託契約を契約変更の上終了し、実施設計は事実上中断状態となった。なお、この時点での実施設計の進捗としては、①実施設計図は作成済み、②工事費積算は完了、③まちづくり条例準用手続きは事前協議済み（令和3年7月に宅地開発等審査会実施）で本申請前、④構造方法等に係る国土交通大臣認定は令和3年10月21日付けで認定書受領済み、⑤建築確認申請は事前相談段階という状況であった。

その後、前市長の下では庁舎等複合施設建設事業の今後の進め方について具体

的な方針を示すことができず、前市長は令和4年3月開催の基本構想審査特別委員会において「設計や建設の時期を大胆に見直すことも含め、市長と市議会で協議する場を設置したい、また適切な時期に財政見通しを示したい」との内容の発言を行った。

### (2) 再開まで

令和4年4月に、市長と市議会との意見交換の場として庁舎等建設に関する協議会を設置し、現在の実施設計及び建設時期を見直すことなども含め協議を行った。しかしながら、前市長の辞職により、設置目的である「市長が着工可能な成案を得られるよう、市長と市議会との意見交換を通じて本事業の進捗をはかるため論点を整理すること」の達成には至らず、10回の協議を経て得られた意見は新市長の下改めて庁舎等建設の検討に活用することとし、同年10月28日をもって庁舎等建設に関する協議会は終了した。

その後、同年11月に就任した現市長の下、庁舎等複合施設建設再開に向けての検討を行い、令和5年5月開催の全員協議会において、事業を実施しても市財政の見通しは十分に成立するとの判断から、現設計を進めることを基本として、可能な限り早期実施を目指す「庁舎等複合施設建設事業の再開方針について(案)」を市議会に提出した。

令和5年6月に、再開のための予算案を市議会に提出したところ、庁舎等建設に関する協議会で協議されていた論点がコストダウンに資するかどうか、再開に当たり検証を実施する予算を含めた議員提案による修正予算案が可決を受け、同年7～8月に現設計について9項目にわたる検証を実施したが、設計反映するだけのコスト削減効果があるものは見出せなかった。

同年10月には、実施設計委託契約を令和6年度まで行うための補正予算案が可決され、設計者と契約締結し、実施設計を再開した。

### (3) 再開後

令和5年10～11月には、事業を中断して以降のこれまでの経過と、再開に当たっての方針について周知するため、市民説明会を開催した（全6回、参加者282人）。

同年12月、現設計の検証結果や市民説明会での意見等を踏まえ、「庁舎等複合

施設建設事業の再開方針について」（以下「再開方針」という。）を作成し、今後の実施設計の中で、①新庁舎と（仮称）新福祉会館の同時竣工、②広場利用者の安全対策（広場外周に花壇、ベンチ設置）、③（仮称）新福祉会館屋上庭園仕様変更、④太陽光パネルの発電容量の見直し（発電容量を30kWから80kWに変更）、⑤近隣配慮、⑥清掃関連施設解体工事の設計への組込みを追加検討することとした。

令和5年第4回定例会において、再開方針を踏まえ、実施設計委託料を増額する補正予算案が可決された。

資料 2

年度	内容
昭和 40 年度	・現在の本庁舎を建設
昭和 61 年度	・庁舎建設計画プロジェクトチームを設置し、建設候補地を検討。現在地での建設を結論としたが、用途地域変更等の諸課題の解決が必要と報告
昭和 62 年度	・武蔵小金井駅南口再開発事業調査の中で公共施設の立地を含めて庁舎の位置を検討。庁舎の位置として、現在の第二庁舎を含む位置が示されたが、土地所有者に売買又は賃貸の意思がなく、検討を中断
昭和 63 年度	・第二庁舎を含む位置の土地所有者から「庁舎用ビルを建設し、市に賃貸してもよい」との意向が示され、土地信託により信託銀行が庁舎用ビルの建設、賃貸契約等を行うこととなる。 ・当該地へ庁舎ビルを建設することの前提となる「用途地域の変更」と「公共施設の再配置による地区計画の指定」について、東京都の理解を得て手続を実施
平成元年度	・「武蔵小金井駅南口地区地区計画」として、地区計画が都市計画決定される。 ・第 4 回市議会定例会で「リース庁舎計画の白紙撤回を求める請願書」が採択されたため、検討を中断
平成 3 年度	・蛇の目ミシン工業(株)用地取得についての請願、陳情が市議会に提出され、全会一致で採択される。 ・新庁舎整備に係る条件整備などで建設までに 10 年の期間が必要と判断。その間の仮庁舎利用として、現在の第二庁舎の賃貸借期間を 10 年間とする覚書を締結 ・蛇の目ミシン工業(株)の土地を小金井市土地開発公社が取得
平成 4 年度	・蛇の目ミシン工場跡地を公共公益施設建設用地として小金井市土地開発公社から引き取る売買契約を締結
平成 5 年度	・第二庁舎の建物賃貸借計画（10 年間）を締結し、第二庁舎で業務を開始

平成 12 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「リース庁舎の早期解消等を求める陳情書」を賛成多数で採択</li> <li>・「リース庁舎をやめ、買収した「ジャノメ跡地」に市役所を建設することを求める陳情書」を賛成少数で不採択</li> <li>・市は「武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業に係る市の方針」を決定</li> </ul>
平成 13 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「武蔵小金井駅南口再開発第 2 地区庁舎建設案の撤回と、市民が納得できる新庁舎計画を求める決議」を賛成多数で可決</li> <li>・「議会の多数意思を無視し武蔵小金井南口再開発事業予定地（第 2 地区）への庁舎建設計画を強行する稻葉市長の責任を問うとともに、同計画の即時撤回を求める決議」を賛成多数で可決</li> </ul>
平成 15 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二庁舎の賃貸借契約の延長（5 年間）</li> </ul>
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二庁舎の賃貸借契約の延長（5 年間）</li> <li>・「小金井市の市役所建設場所を選ぶ住民投票条例」の制定を求める地方自治法の規定による直接請求が提起され、市議会臨時会で否決</li> </ul>
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎建設検討委員会（庁内）を発足、新庁舎建設基本構想（素案）を策定</li> <li>・公募市民 19 人を含めた 27 人で構成される新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会を設置、新庁舎建設基本構想案（新庁舎の建設場所を含む。）の策定について市長から諮問を受け、検討を開始</li> </ul>
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民検討委員会は、素案をたたき台として、市民 1 万人アンケート結果、市民フォーラムでの意見を参考に「新庁舎建設基本構想案」を答申</li> <li>・市は、答申を受け、「新庁舎建設基本構想」を策定し、蛇の目ミシン工場跡地を庁舎建設予定地に選定</li> </ul>
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募市民 7 人を含めた 16 人で構成される新庁舎建設基本計画市民検討委員会を設置、新庁舎建設基本計画案の策定について市長から諮問を受け、検討を開始</li> </ul>

平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画市民検討委員会は、新庁舎に導入する機能、整備方針、敷地条件等について検討を重ね、パブリックコメントや市民フォーラムでの意見を参考に「新庁舎建設基本計画案」を答申</li> <li>・市は、答申を受け、「新庁舎建設基本計画」を策定</li> </ul>
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎建設事業の凍結及び第二庁舎の取得を決定</li> <li>・市議会議長からの議案撤回の進言を重く受け止め、「新庁舎建設事業の凍結及び第二庁舎の取得に係る提案並びに関連する補正予算」については、改めて内容を精査する必要が生じたため、現段階での提案を撤回</li> </ul>
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎の耐震診断を実施し、一部指摘を受ける。</li> <li>・新庁舎建設において、本庁舎、第二庁舎、福祉会館、図書館、前原暫定集会施設、本町暫定庁舎を複合化することの検証を行う「6施設複合化プロジェクトチーム」を設置</li> </ul>
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長報告において「6施設複合化プロジェクトチームの検討結果等を踏まえ、ゼロベースで見直すこと」を報告</li> <li>・「新福祉会館と新庁舎の早期建設を求める決議」を全会一致で可決</li> <li>・市長報告において「新庁舎と新福祉会館を平成33年度までに竣工すること等を新たな方針として位置付けることを報告</li> <li>・市長報告において「新福祉会館の建設場所については、庁舎建設予定地が最も有力な候補地であること、庁舎建設に向けて新庁舎等建設計画調査を実施すること」を報告し、長期財政見通しを提示</li> <li>・平成29年第1回市議会定例会において、庁舎等執務環境調査及び新庁舎等建設計画調査の実施に係る予算案を可決（平成29年度当初予算）</li> </ul>
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）新福祉会館建設市民検討委員会の議論を踏まえ、新福祉会館の建設場所を庁舎建設予定地とする行政決定</li> <li>・庁舎等執務環境調査を実施し、新庁舎の適正規模（12,665m<sup>2</sup>）を算出</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新福祉会館建設基本計画を策定</li> <li>・複合施設として整備する施設配置（C r e - 2）を決定の上、平成33年度末竣工に向けた工程、長期財政見通しを示し、平成30年3月に市議会全員協議会を開催した。</li> </ul>
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補正予算（第1回）に平成33年度の竣工を目指し、デザインビルド方式を前提とした基本設計、コンストラクション・マネジメント（以下「CM業務」という。）に係る委託料等の経費を計上し可決</li> <li>・平成30年度小金井市一般会計補正予算（第1回）に対する附帯決議を可決 同決議の要旨・解釈は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①契約等発注方式を従来方式に改めること。</li> <li>②市議会と複合施設に係る基本方針について合意形成を図ること。</li> <li>③清掃関連施設の暫定移設について改めて検討すること。</li> <li>④財政計画を精査すること。</li> <li>⑤市長公約の変遷を含めて市民に対して説明責任を果たすこと。</li> <li>⑥基本設計事業者選考委員会の委員構成を改めること。</li> <li>⑦建設事業管理に係るノウハウを蓄積するため、外部人材の登用を含めた庁内体制の強化を図ること。</li> </ul> </li> <li>・補正予算（第4回）において、清掃関連施設の暫定移設を行わないことや（仮称）新福祉会館の先行竣工の影響等を調査するための建設計画調査（追加調査）に係る予算案を可決</li> <li>・建設計画調査（追加調査）において、施設配置の見直しと発注方式の見直し（設計・施工分離発注方式）を行った。</li> <li>・建設計画調査（追加調査）結果等を踏まえ、12月に新庁舎・（仮称）新福祉会館複合化整備方針を策定</li> <li>・CM業務の公募型プロポーザルを実施し、明豊ファイシリティワークスを候補者として選考し、同社と平成30年12月CM</li> </ul>

	<p>業務委託契約を締結</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者及び市職員で構成する基本設計者選考等委員会を設置し、公募型プロポーザルを実施。プロポーザルには5者が参加し、一次審査（書類選考）、2次審査（公開プレゼンテーション）の結果、株式会社佐藤総合計画を候補者として選考し、同社と平成31年3月基本設計業務委託契約を締結</li> </ul>
令和元年度 (平成31年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回定例会の全員協議会において、設計者からの技術提案書における施設配置の考え方を基本に基本設計を進めることを提示した。</li> <li>・第3回市議会定例会において、新庁舎を免震構造とし、(仮称)新福祉会館を耐震構造とすることについて市長報告</li> <li>・基本設計では、市議会との相互理解及び多くの市民参加を図るため以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①市民活動スペースの使い方等をテーマにした市民ワークショップの開催</li> <li>②高齢者団体、子育て団体及び障がい者団体を対象にしたユニバーサルデザインレビューの開催</li> <li>③①及び②における意見、要望等を整理し、方向性を設計者に示すため、学識経験者、公募市民及び関係団体等で構成するこがねいミーティングの開催</li> <li>④はがき付市報特集号等によるパブリックコメントの実施 ※パブリックコメントには150人、395件の意見が寄せられた。</li> <li>⑤市内5か所で市民説明会を開催</li> </ul> </li> <li>・令和2年第1回市議会定例会において、実施設計実施に係る予算案を可決（令和2年度当初予算）</li> <li>・令和2年第1回市議会定例会において、パブリックコメントで特に多くの市民が求めている事項（構造計画、広場面積を広くすること）について善処すること、市議会複数会派からの申入れに対して真摯に向き合うこと、明確な財政見通しをもって進</li> </ul>

	<p>めるべきとする内容の「新庁舎及び（仮称）福祉会館建設の実施設計に関する決議」を可決</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年3月の基本設計委託事業者選考等委員会における設計レビュー講評をもって基本設計を完了。なお、決議を受け止め、パブリックコメントの検討結果の取扱いについては一時保留とした。</li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月の閉会中の庁舎及び福祉会館建設等調査特別委員会において、基本設計における構造計画の見直しは行わないこと、広場については、幼児が遊べるような設えの検討を行うこと、敷地北西の広場面積を広くできるよう検討することを報告し、保留していたパブリックコメント検討結果を公表し、6月から実施設計に着手</li> <li>・第2回定例会において、「新型コロナウイルス感染症を踏まえ、新庁舎及び（仮称）新福祉会館建設に関して、慎重な検討を求める決議」を賛成多数で可決</li> <li>・11月の閉会中の庁舎及び福祉会館建設等調査特別委員会において、令和元年6月の東京都浸水予想区域図の変更及び令和2年8月の市防災マップの改定に伴い、実施設計のスケジュール等に変更が生じることを報告</li> <li>・第4回市議会定例会において、「早急に見直した財政計画を示し、新庁舎及び（仮称）新福祉会館建設の財政的裏付けを明らかにすることを求める決議」を賛成多数で可決</li> <li>・令和3年市議会第1回定例会において、市防災マップの改定に伴う浸水対策等を講じるための補正予算案を可決。また、「新庁舎等建設予定地の浸水問題への一連の対応について西岡市長の責任を厳しく問う決議」及び「新庁舎及び（仮称）新福祉会館建設についての財政的裏付けを早急に明らかにし、コストダウンの検討を求める決議」を賛成多数で可決</li> </ul>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回市議会定例会において、「新型コロナウイルス感染症の下、市民生活に影響を与えない新庁舎等建設を求める決議」を</li> </ul>

	<p>賛成多数で可決</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回市議会定例会において、「新型コロナウイルス感染症が社会経済状況や市財政に与える影響に鑑み、新庁舎等建設の見直しを求める決議」を賛成多数で可決</li> <li>・11月開催の全員協議会において、中期財政計画（案）及び新庁舎等建設の財源計画を提出</li> <li>・第4回市議会定例会の基本構想審査特別委員会において、建築確認申請は行わないこと、建設工事に係る予算は令和4年第1回定例会には提出しないことを報告</li> <li>・第4回市議会定例会において「新庁舎及び（仮称）新福祉社会館建設について、西岡市長に誠実な対応を求める決議」を賛成多数で可決</li> <li>・令和4年2月に実施設計完了（事実上中断状態に）           <p>※実施設計図は作成済み、工事費積算は完了、まちづくり条例準用手続きは事前協議済み（令和3年7月に宅地開発等審査会実施）で本申請前、構造方法等に係る国土交通大臣認定は令和3年10月21日付けで認定書受領済み、建築確認申請は事前相談段階</p> </li> <li>・令和4年第1回市議会定例会において「設計や建設の時期を大胆に見直すことも含め、市議会と協議するための意見交換の場の設置に向けた検討を行う」と市長発言</li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5～10月、市長と市議会との意見交換の場として庁舎等建設に関する協議会を設置し、現在の実施設計及び建設時期を見直すことなども含め協議を行ったが、前市長退任に伴い設置目的の達成には至らず、10回の協議を経て得られた意見は新市長の下改めて庁舎等建設の検討に活用することとし、終了</li> </ul>
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月開催の全員協議会において、事業を実施しても市財政の見通しは十分に成立するとの判断から、現設計を進めることを基本として、可能な限り早期実施を目指す「庁舎等複合施設建設事業の再開方針について（案）」を報告</li> </ul>

- ・第2回市議会定例会において、実施設計再開の予算案を提出するが、再開に当たり検証を実施する予算を含めた議員提案による修正予算案を可決。また、「前例のない建築資材高騰の中、中断している新庁舎等建設の設計について、より多くの理解を得られるよう検証し、事態の打開を求める決議」を賛成多数で可決
- ・7～8月、庁舎等建設に関する協議会の成果として、現設計の検証を実施するが、設計反映するだけのコスト削減効果があるものは見出せず。
- ・第3回市議会定例会において、実施設計委託契約を令和6年度まで行うための補正予算案を可決
- ・10月、設計者と契約締結し、実施設計再開
- ・10～11月、事業中断以降の経過と再開方針を周知するため、市民説明会を開催
- ・12月、現設計の検証結果や市民説明会での意見等を踏まえ、「庁舎等複合施設建設事業の再開方針について」を作成
- ・第4回市議会定例会において、再開方針を踏まえ、実施設計委託料を増額する補正予算案を可決



東京都小金井市条例制定請求書

小金井市  
收受

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福社会館の建設に関する住民投票条例制定請求の要旨

1 請求の要旨

小金井市が進める、新庁舎及び（仮称）新福社会館（以下「庁舎等複合施設」という。）建設事業の現行案には、多くの問題があり見直しが必要である。理由は以下のとおりである。

- ① 建設工事費について、現行案は約115億円、見直し案は約87億円で約28億円を縮減できる。ライフサイクルコスト70年間の比較で、現行案は約575億円であるが、見直し案は約435億円と約140億円もの縮減が可能である。市長は「財政の見通しは成立した」などとしている。しかし、集会施設や学童保育所などの修繕や整備、生活支援への市民要求には「財政が厳しい」と対応が進まないのが現状である。庁舎等複合施設建設事業は総額163億円でその内借金は94.7億円に上る。今後の市民生活に悪影響が出ることは明らかであり、思い切ったコストダウンを図るべきである。
  - ② 市民要望が強い広場について現行案は、北西角広場（子どもが遊べる芝生部分）は約500m<sup>2</sup>と狭く、日照にも問題があり、すぐ横を車が通過する構造で危険である。新福社会館屋上の広場も自己日影で日照に問題があり、北側広場は「通路」と言っても過言ではない状況である。見直し案は、南側に約3000m<sup>2</sup>の子どもたちが安全に遊べる広場を設置する設計である。
  - ③ 耐震構造について大地震の際、現行案は、新庁舎は揺れを吸収する免震構造、（仮称）新福社会館は激しく揺れる耐震構造と、異なる耐震構造が一つの複合建築物となっており、接合部分は大地震の際に危険である。見直し案は、免震構造で統一するものとなっている。
  - ④ 豪雨時の浸水対策について、現行案は建物以外の敷地大半が浸水する設計だが、見直し案は敷地内に浸水させない設計となっている。
  - ⑤ 2023年に行われた市民説明会では、参加者の約6割が現行案に異論を唱えており、市民の声の反映は大変不十分である。市民参加条例の「異なる意見を有する者の意見も尊重」するとの規定に反することは明らかである。小金井市は、設計の見直しには「聞く耳をもたない」という現状であり、市民の判断を仰ぐ必要がある。
- こうしたことから、小金井市が進める、庁舎等複合施設建設事業について、現行案は市民要望の反映が不十分であり、今後の市財政と市民生活に多大な悪影響を与えるため見直すことが必要である。この実現に向け、市民の意思を明らかにする「小金井市の新庁舎及び（仮称）新福社会館の建設に関する住民投票条例」の制定を請求する。

2 請求代表者

住所 小金井市中町 [REDACTED] 性別 [REDACTED]  
生年月日 [REDACTED]  
氏名 加藤 了 [REDACTED]  
住所 小金井市前原町 [REDACTED] 性別 [REDACTED]  
生年月日 [REDACTED]  
氏名 杉本 久也 [REDACTED]  
住所 小金井市貫井南町 [REDACTED] 性別 [REDACTED]  
生年月日 [REDACTED]  
氏名 神藤 優子 [REDACTED]

住所 小金井市本町 [REDACTED] 性別 [REDACTED]  
生年月日 [REDACTED]  
氏名 田代 万里 [REDACTED]  
住所 小金井市緑町 [REDACTED] 性別 [REDACTED]  
生年月日 [REDACTED]  
氏名 田中 弘志 [REDACTED]  
住所 小金井市貫井南町 [REDACTED] 性別 [REDACTED]  
生年月日 [REDACTED]  
氏名 古田 強太 [REDACTED]

上記の通り、地方自治法第74条第1項の規定により、別紙条例案を添えて条例の制定を請求します。

令和6年 7月 1 日  
小金井市長 白井 亨様